

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	自治協働課 市民活動推進室
委 託 業 務 名	法律相談業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目
概 要	派遣弁護士による、大津市民を対象とした法律相談
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 金 額	5, 5 1 1, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市梅林一丁目 3 番 3 号 〔名 称〕 滋賀弁護士会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	広範囲な法律問題に対して、的確なアドバイス等の相談業務が行えるのは法律の専門家である弁護士である。また、年間を通して継続して相談業務を行うことから、特定の弁護士では契約の負担及びリスクが大きくなる。 このため、大津市内または近隣市外に事務所を有し、大津市へのアクセスが容易である、滋賀県内の弁護士全てが所属する県下唯一の団体である滋賀弁護士会を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。